

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダー（お客様・従業員・パートナー・地域等）からの信頼を将来に亘って維持・向上させるために、コーポレート・ガバナンスの確立を経営の重要課題と認識し、コンプライアンス体制の構築を推進しております。さらに、各方面からの正確な情報の把握による透明度の高い経営の意思決定と、内部統制システム及びリスク管理体制を強化させることで企業の正しい発展及び永続を図り、企業価値の極大化に努めてまいります。また、現行の取締役会・監査役体制を一層強化し、経営の監視力を高めていくことが当社のガバナンスとして適切であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ホテルオークラ	3,289,000	29.65
株式会社ニチレイ	2,008,178	18.11
株式会社日本政策投資銀行	585,400	5.28
中央建物株式会社	516,000	4.65
京阪電気鉄道株式会社	364,649	3.29
みずほ信託銀行株式会社	350,000	3.16
彌榮自動車株式会社	350,000	3.16
株式会社IzutsuMother	209,000	1.88
サントリー酒類株式会社	126,000	1.14
株式会社池田泉州銀行	117,000	1.05

支配株主（親会社を除く）の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 12 月

業種 サービス業

直前事業年度末における（連結）従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における（連結）売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
千 玄室	その他								○			
細見 麗子	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
千 玄室	○	——	我が国を代表する伝統文化の継承と発展に大きく貢献されている文化人としての幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として就任いただいております。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役であることから、独立役員として指定いたしております。 当社と同氏の間には取引がありますが、当該取引は一般消費者としての通常の取引であり、当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではないため、概要の記載を省略しております。
			様々な伝統文化に精通され、医療法人での職務経験を踏まえた幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として就任

細見 麗子	○	——	いただいております。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役であることから、独立役員として指定いたしております。
-------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役と会計監査人は、それぞれの独立性を保持しつつ、積極的にコミュニケーションを取るよう心がけ、次のとおり連携をしております。

- ・会計監査人は、監査計画策定時において、監査役への報告・意見交換を行う会合を開催しております。
- ・当社の各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席する他、取締役から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて説明を求め、その上で会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び付属明細書につき検討を加えることにより、監査報告書を作成しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
酒井 康夫	他の会社の出身者							△						
安藤 隆	他の会社の出身者									△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒井 康夫		——	金融機関における長年の経験と財務に関する豊富な知見を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として就任いただいております。 同氏は過去に当社の主要取引銀行であるみずほ信託銀行株式会社常務執行役員を務

			めておりましたが、同氏の金融、財務に関する豊富な知見は、独立した立場からの監督機能以上に当社の適正な財務報告に資すると考えます。
安藤 隆		――	同氏は過去に当社の主要株主である株式会社日本政策投資銀行の理事・監事を歴任されておりましたが、同氏の金融、財務に関する豊富な知見は、独立した立場からの監督機能以上に当社の適正な財務報告に資すると考えます。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の財務内容改善に伴っての検討課題であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

法令に基づき、全取締役及び監査役の報酬総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外役員を交えて定期的に開催する定例取締役会での重要事項の審議のほか、適宜代表取締役自らが社外取締役および社外監査役に対して事前説明や意見聴取を行い、非常勤である社外役員に対する情報伝達に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、常勤の取締役及び監査役で構成し、毎月開催される要務役員会の議を経たうえで、社外取締役1名及び社外監査役2名を交えた取締役会において経営方針その他の重要事項が審議、決定されます。このほか、常勤取締役および監査役ならびに主要部門長で構成する部長会において月毎の業績の進捗状況が報告・検証されております。

また、内部管理面におきましては、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任し、四半期毎に財務諸表等の監査証明を受けているほか、内部監査を実施する監査室を設置し、内部統制の実効性を高めております。

なお、当社は、内部統制推進業務・金融・財務に関する専門的知識を有する社外監査役2名を交えた3名の監査役で構成される監査役会設置会

社であります。現在においては、当該監査役の職務を支えるスタッフは設置しておりませんが、監査役からの要請に応じて、取締役の指揮命令を受けない有能な人材を設置することができる旨を当社の内部統制の基本方針に定め、監査役の機能強化に関する体制を整備したしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現在のコーポレートガバナンス体制を採用している理由といたしまして、当社は、全取締役9名のうち1名の社外取締役を選任いたしており、当該社外取締役は、京都を代表する文化人としての幅広い見識を有しております。

取締役会においては、同取締役の豊富な経験に基づく意見と各監査役による適法性の検証を十分に反映した意思決定に努めており、当社独自のコーポレートガバナンスが現在において有効に機能しているものと判断し、現状の体制を採用いたしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、会社概要、有価証券報告書、決算短信等の企業情報を随時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務については、総務部及び経理部が連携のうえ実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーからの信頼を得るべく制定した京都ホテル行動基準を、すべての役員及び従業員が、職務を遂行するにあたっての基本方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の環境保全活動に対する取り組み等をまとめた「環境宣言」を策定し、従業員に対して当社の環境保全活動への取り組みの啓蒙、啓発を実施しております。また、従業員による定期的な清掃活動や、廃棄物の厳格な分別回収等の環境保全活動に積極的に取り組んでおります。
その他	職制上の報告ルート以外に従業員が直接、法令違反等に関して通報することを可能とする専用ホットラインを設けた内部通報制度を、さらに維持・発展させるよう取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、次の経営理念を掲げ、全ての役員（取締役、監査役又はこれに準ずるものを言います。）及び従業員（社員、嘱託、契約社員、その他当社の業務に従事する全てのものを言います。）が、職務を執行するにあたっての基本方針とします。

- (1)顧客第一主義に徹し、お客様に心の満足を提供する企業を目指します。
- (2)ホテル業を通じ、社会・経済の発展に貢献する企業を目指します。
- (3)ステークホルダー（株主・お客様・従業員・パートナー・地域等）に対する責任を果し、社会規範に沿った事業活動を行う企業を目指します。

当社は、この経営理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であることを認識し、以下の内部統制システムを構築しました。

当社は、今後とも一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、コンプライアンスを経営の基本とします。
- (2)当社は、コンプライアンス規程を定め、規程に定める社長を長としたコンプライアンス委員会を設置する等して役員、社員等の従業員が企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において法令等を遵守し、社会的理念に適合した行動を実践することを確保します。
- (3)当社は、コンプライアンス規程の基礎として行動基準を定め、取締役および使用人が職務を執行する基本方針とし、行動基準をカード化してすべての取締役および使用人が携帯してコンプライアンスの徹底を行います。
- (4)当社は、内部監査規程を定め、会社の経営諸活動の全般にわたる内部統制状況を検証し、監査担当部署は、不備についてその是正を提言します。
- (5)当社は、内部通報運用規程を定め、違法行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを設けます。
- (6)当社は、お客さまとの取引に際して基本となる「宿泊約款」「ホテル利用規則」「宴会催事規約」に反社会的勢力排除条項を設け、反社会的勢力との取引を拒絶します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書管理規程を定め、この規程に則って重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等を、適切に保存および管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、取締役会の下に社長を長とし常勤取締役および常勤監査役等から成る要務役員会を設けて業務の運営、管理を行っており、その要務役員会の下に重要度の高いリスクに対応する各種専門委員会を設置し、リスクへの対応を管理します。
- (2)当社は、リスクに対応する各種専門委員会の委員長には取締役をあて、定期的に委員会を開催し、その結果について要務役員会に報告し、重大な事項は取締役会および監査役会に報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、年度計画を策定し、取締役はこれらの計画に基づいて職務を執行し、その進捗について取締役会に報告を行います。
- (2)当社は、要務役員会を定期的に開催し、取締役の職務執行について審議、企画、立案、評価し、また要務役員会メンバーと部署長から成る部長会を設置して月次の実績の評価および改善策の策定を行います。
- (3)当社は、職制規程を定め、この規程に則って各部門の業務分担および指揮命令系統を明確にして、効率的な業務執行を行う組織を構築します。

5. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、適正かつ信頼ある財務報告を確保する内部統制システムを整備し、職制を通じた定期的評価と監査担当部署による定期的評価を行うに必要な業務の改善を行い、内部統制システムの有効性を確保します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項

- (1)当社は、現在、監査役の職務を補助すべきスタッフを置いていませんが、監査役から要請があった場合に専属の補助スタッフを置くこととし、その人
- 事については監査役と取締役が協議のうえ決定します。
- (2)監査役の職務の補助を行うスタッフは、監査役の指示に従って職務を実施し、その職務について当該スタッフは取締役の指揮命令を受けないこととします。
- (3)監査役の職務の補助を行うスタッフに対し、就業規則に基づく懲戒を行う場合には、予め監査役の同意を要することとします。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役および使用人は、職務執行に関して重大な法令もしくは社内規程等の違反、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見、認識したときは、遅滞なく監査役に報告を行います。
- (2)当社は、上記の通報を行った者が、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも受けないことを社内に周知徹底します。
- (3)取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について監査役に対して報告を行います。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行によって生ずる費用及び債務について、経理規程に基づき公正かつ適切に処理いたします。

9. その他監査役が効率的に執行されることを確保するための体制

取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議への監査役の出席と、回議書その他の業務執行に関する重要な文書の閲覧を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、従業員に対して適宜コンプライアンスに関する研修を実施するほか、コンプライアンス規程の基礎として行動基準を定め、取締役および使用人が職務を執行する基本方針とし、行動基準をカード化してすべての取締役および使用人が携帯してコンプライアンスの徹底を図っております。また、お客さまとの取引に際して基本となる「宿泊約款」「ホテル利用規則」「宴会催事規約」には、反社会的勢力排除条項を設け、反社会的勢力排除に関する宣言を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

株主構成、財務内容等の変化に伴い適宜検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、株主・投資家の皆様さらに社会との信頼関係を構築・維持するために、金融商品取引法等の諸法令及び東京証券取引所の定める適時開示基準に従い、公平、迅速かつ正確に開示するよう努めております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

(1) 決定事実・発生事実に関する情報

総務管掌役員及び企画室は相互に連携し、関連各部から通知された重要な会社情報について、財務諸表や業績などへの影響額の算出・確認を行い、必要に応じて会計監査人や東京証券取引所に確認のうえ、金融商品取引法や適時開示基準に則した開示の要否を判断しております。

これにより適時開示を要すると判断された案件については、取締役会規程に基づき取締役会へ付議（緊急を要する場合には、常勤役員で構成される「要務役員会」へ付議）され、その決議をもって公表することといたしております。

また、非上場の親会社等に係る重要な会社情報に関しましても、同様の手続きを実施いたしております。

(2) 決算に関する情報

当社の決算に関する情報は、経営企画部門及び経理部門が相互に連携し、各部門からの情報を集約して作成のうえ、取締役会の決議をもって公表しております。

なお、当社は財務諸表について、会計監査人より金融商品取引法及び会社法に基づき監査を受けている他、会計年度を通じて適宜相談のうえ、経理に関する指導を受けております。

また、非上場の親会社等の決算情報につきましては、要務役員会の決議をもって公表することといたしております。

